

## 児童養護施設学習支援事業実施要綱

(総則)

第1条 市内の児童養護施設（以下「施設」という。）に入所中の小学生及び中学生（以下「児童」という。）に対する学習支援の一環として実施する学習支援事業（以下「事業」という。）については、サービス等提供規則（平成12年横須賀市規則第2号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象)

第2条 事業の対象は、施設に入所中の児童とする。

(事業内容)

第3条 事業の内容は、施設の申請により学習講師（児童養護施設学習講師派遣登録要綱（平成25年4月1日制定）の規定により登録を受けた者をいう。以下同じ。）を施設に派遣し、学習指導を行うものとする。

(学習講師派遣申請書)

第4条 規則第4条に規定するサービス等提供申請書は、学習講師派遣申請書（第1号様式）による。

2 前項の申請書には、年間の派遣希望書を添付しなければならない。

(派遣回数等の決定)

第5条 児童に対する学習講師の派遣回数、派遣時間及びサービスの内容については、当該施設の状況等を勘案して決定するものとする。

(学習講師派遣決定通知書)

第6条 規則第5条第2項に規定するサービス等決定通知書は、学習講師派遣決定通知書（第2号様式）による。

2 前項の通知書には、年間の派遣計画書を添付するものとする。

(派遣内容の変更)

第7条 第5条の規定により決定した派遣回数等の変更を希望する児童養護施設は、学習講師派遣変更申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、派遣内容の変更を決定したときは、学習講師派遣変更決定通知書（第4号様式）により施設に通知するものとする。

(その他の事項)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、民生局こども家庭支援センター長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

第 1 号様式（第 4 条第 1 項関係）

学習講師派遣申請書

(あて先) 横須賀市長		年 月 日	
		所在地 施設名 申請者 施設長氏名 電話	
児 童 内 訳			
派遣希望	期 間		
	曜 日		
	時間帯		
(事務処理欄)			

第 2 号様式（第 6 条第 1 項関係）

学習講師派遣決定通知書

年 月 日		
様		
横須賀市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>		
学習講師氏名		
派遣	期 間	
	曜 日	
	時間帯	
（事務処理欄）		

第 3 号様式（第 7 条第 1 項関係）

学習講師派遣変更申請書

年 月 日		
(あて先) 横須賀市長		
所在地 施設名 申請者 施設長氏名 電話		
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 理 由		
(事務処理欄)		

第 4 号様式（第 7 条第 2 項関係）

学習講師派遣変更決定通知書

年 月 日		
様		
横須賀市長		
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>		
学習講師氏名		
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
（事務処理欄）		